

# おおた社会福祉士会会報

第87号

2016年(平成28年)7月7日発行

発行：おおた社会福祉士会事務局

責任者：平野 悟

連絡先：〒146-0082 東京都大田区池上7-13-14

電話・FAX 03-6410-6051

E-MAIL otachikukai@gmail.com



(メール配信への切り替えをご希望される方は、「お名前」と「メール配信希望」の旨をごちらまでお願いします。)

## 6月定例会報告

### 「LGBT(同性愛等)に関するソーシャルワークの理論と実践」

おおた社会福祉士会役員 加藤 奈央

独立型社会福祉士でおおた社会福祉士会の会員でもある加藤慶氏にご講義いただきました。前半部分では国際社会における性的マイノリティに対するソーシャルワークの理論についてのご説明、後半部分では加藤氏自身が取り組まれた沖縄県の当事者運動への関わりについてご紹介と限られた時間ではありましたが内容もたいへん充実したものでした。

2013年に国連のグローバルキャンペーン「Free & Equal」が立ち上げられ、性的マイノリティへの差別や暴力を排除するよう国際社会で働きかけられている中、日本でも同性愛等に対するタブー意識は、他の差別的な意識と比較して近年相対的に低くなってきています。しかしながら、それらの問題に対して日本では専門的に関われるソーシャルワーカーがほとんど養成されていない現状があります。

講義の中で加藤氏から、ソーシャルワークの先進国であるアメリカではソーシャルワーカーの養成カリキュラムの中で人々の多様性(ダイバーシティ)を理解するためにLGBT(性的マイノリティ)についての項目が必修になっている、国内の法律や憲法だけではなく広く国際社会の「人権」の概念に沿って考え、現状では社会福祉制度の対象ではない人びともソーシャルワークの対象であることをしっかりと認識し社会福祉士が専門職として関わっていくことが大切だとお伝えいただきました。



実践報告では、まずなぜ沖縄なのかという部分で、日本国内のH I V感染者は「日本人」で「男性同性愛者」の感染率が高く沖縄は東京に次いで全国2位の感染者数であること、沖縄は人口に対するゲイスポットの比率が高いことから感染予防の介入が急がれていることをご説明いただきました。

具体的にコンドームの配布とエンパワメントの手記集の発行・配布を行った際の支援・介入のポイントとして、同性愛のH I V感染者は血液製剤による感染者などと比較して自責の念が強く行政機関などに相談しにくいこと、高齢福祉や障害福祉のように行政で決まった窓口がなくどこに相談しに行けばよいかの分かりにくいこと、予防策を知っていても社会的な疎外感からメンタル面が悪化しリスクの高いセックスに走りがちになってしまうこと、といったコミュニティ特有の問題や、当事者団体が直接に行政委託事業を行うと費用が抑えられる反面、元来は仲間であった当事者同士に援助関係ができ対等な関係が崩れ軋轢が生じるため、行政と当事者の間にソーシャルワーカーが介入することで当事者同士の人間関係が良好に保たれ、行政と当事者団体間の折衝もスムーズに行えるなど双方に大きなメリットがあることについてお話いただきました。

参加者の関心も高く、質疑応答の際には最後にトランスジェンダーのお子さんの子育てを通じて家族会の必要性を感じたというお母様のお話も聞くことができ、講義後の懇親会でも引き続き闊達な意見交換が交わされました。



## リレーエッセイ 山田 悠平

ネットワーク会員の山田悠平と申します。ご縁をいただきありがとうございます。障害当事者の立場で、ライフワークとして障害者運動に携わっています。大田区内の活動では、大田障害者連絡会の代表を務めています。障害の種類を超えて、障害者の暮らしに関する学習会活動をメインに行っています。私は、社会福祉士の有資格者ではありませんが、お見知りおきいただけますと幸いです。よろしくお願ひします。

さて、目下ある関心事のひとつとして、成年後見制度があります。成年後見制度利用促進法が、先の国会で成立したことは、障害者権利条約の地域での履行を求める立場としては驚嘆の極みでした。言わずもがな、条約は法律の上部構造にある法制度ですが、障害者権利条約12条、それに伴う一般的意見第一号においては、法的能力の制限で行われる代理意思決定をとる成年後見制度は否定されているからです。障害者権利条約は、どこに行ったのやらです。

日本は21世紀になり、措置から契約へという制度設計の変



化の中で、旧制度（禁治産・準禁治産制度）から、成年後見制度へと移行しました。そもそも論として近代法の契約主体の人間像に、意思表示能力に乏しい障害者が含意されていないまま、その枠組みにインテグレートされること自体に私は個人的に違和感を覚えます。

地域でも成年後見制度には障害者やその支援者からも様々な声を聞きます。後見人によって受けた医療を受けられなかったり、資格の更新が出来なかったりという被害を訴える者もいますし、他方で金銭管理において助けられているという者もいます。このような評価の差は、制度運用にかかわる後見人の質の在りようとも言えなくはないですが、制度設計の在り方も大きなポイントかと思えます。

例えば、制度設計ではこのようなことです。成年後見制度利用促進法の審議では、医療同意についてかなり議論に及んだと聞いています。それは、私のような精神障害者では強制入院、もっと言えば終末期の人の延命治療にかかわるような人の生死に関わるところにも及ぶ話です。医療側からすると彼らなりの理由もあるようですが、後見人をする側の専門職の方々でも戸惑いがあるようです。結局、今回の法律では医療同意が盛り込まれることはありませんでしたが、身上監護で医療同意などということは、起こり得ることだと思います。このあたりは、現場判断では、担保できないような事柄です。

みなさんはどのようにお考えですか？このようなことに限らず、具体的な現場を持ちながら、それに即した制度設計にかかるようなソーシャルアクションを促す社会福祉士の役割は非常に大きいと期待しています。大田区内でも権利擁護のお仕事として、成年後見人をされている社会福祉士の方も多いと聞きます。ぜひいろいろお話をお聞かせください。具体的な在り方について、建設的なお話しができればと思います。

末筆に、大田障害者連絡会主催の公開学習会をご案内させていただきます。成年後見制度が、単純に良いとか悪いとかではなく、権利擁護や意思決定支援を見据えて考えるべき論点を整理する目的で行います。障害者のみに限らず、地域の様々な人にもお越しいただければと思っています。みなさまのご参加お待ちしております。

## 年後見制度と意思決定支援の現状の整理と今後に向けて」

日時：2016年8月2日（火）19時～21時

場所：大田区消費者生活センター 大集会室

講師：又村あおい 氏（全国手をつなぐ育成会連合会 機関紙編集委員 他）

費用：500円（資料）

申込：daishouren1995@gmail.com

## チーム制のあり方について

6月3日（金）に開催した6月役員会で、今後のチーム制のあり方について協議いたしました。その議論の中では、「従来の3チーム制から例えば地域連携チームと成年後見チームのような2チーム制にしてはどうだろうか？」「チームの責任で定例会を進めるのではなく、定例会のテーマによって企画から参画する会員を募るほうがよいのでは？」という意見が出されました。

チーム制のあり方については、役員会のトップダウンによって決定していく事柄ではないと考えています。会員のみなさんからも「チーム制のあり方」については是非ご意見をお寄せください。個別にメールいただいても構いませんし、メーリングリストに登録されている方はメーリングリストをご活用いただいても結構です。よろしくお願ひします。

おおた社会福祉士会事務局 otachikukai@gmail.com

## 7～8月 定例会のお知らせ

### 7月 定例会「子どもの学習支援

～誰もが互いの違いを認め合って共に生きていく地域社会～

自主学習支援会は、子どもの学習支援を通して、誰もが互いの違いを認め合って共に生きていく地域社会をつくることを目的に活動されています。そのことは、徹底的に子どもに寄り添うというコンセプトに端的に現れています。授業を身に付ける方法を教え、学習支援と生活支援（社会性を身に付ける）を2つの柱として実施しているご活動についてお話しいたします。

**とき** 7月20日（水）午後7時～8時30分 **ところ** 大田区消費者生活センター2階 第6集会室

**講師** 河合 良治 氏（自主学習支援会代表） **参加費** 500円（資料代）

※定例会の後、有志により懇親会を開催します。 **担当** 役員会

### 8月 定例会「スクールソーシャルワーカー入門」

大田区では2014年にスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）2名が配置され、今年さらに2名が増員され4名体制となりました。SSWは、いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の課題を抱える児童・生徒及びその保護者に対する支援などを担う専門職です。スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインには「子どもたちには、等しくその生活を保障され、愛護される権利がある。スクールソーシャルワーカーは、子どもたちの人格を尊重し、子どもたちに最善の利益を考えた支援を行うことを基本姿勢とする。子どもの置かれている問題を『個人の問題・責任』として捉えるのではなく、社会的・環境的な要因があると捉え、家庭や子どもの環境改善をソーシャルワーカーの基本的な考え方や実践方法を用いて支援する。」とあり、その使命と役割が紹介されています。

8月定例会では、大田区教育センターに所属する現役のSSWのお三方にお越しいただき、SSWの仕事について基本的な理解を深めるお話しをしていただきます。

**とき** 8月17日（水）午後7時～8時30分 **ところ** 大田区消費者生活センター2階 第6集会室

**講師** SSW 北澤 一樹さん（3年目／社会福祉士）、直井 一美さん（1年目／社会福祉士・精神保健福祉士）、  
松本 綾子さん（1年目／社会福祉士） **参加費** 500円（資料代）

※定例会の後、有志により懇親会を開催します。 **担当** 役員会

### 9月以降の定例会・公開講座（予定）

9月「ダブルケア」・「『2016年ソーシャルワーク合同世界会議』報告」

10月「大田区における介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況」

11月「フィリピンの孤児院運営について」

※12月 忘年会 定例会はお休みです。

1月「次年度の活動計画についての意見交換会」

2月 ☆公開講座☆ 「DET（障害平等研修）」他いくつかテーマが挙がっており、現在検討中です！

3月 おおたTSネットワークとの合同勉強会。「トラブルシューター」「保護司」をテーマに開催。

※カラー写真を掲載した会報をおおた社会福祉士会のホームページで公開しています！こちらもぜひご覧ください！

<http://ota-amity.lovepop.jp/index.html>

**編集後記** メーリングリストで定例会準備を呼びかけたところ、数名の方が早めに会場に来てくださり資料配付や受付のお手伝いをしてくださいました。役割分担などをオープンに呼びかけて、会員のみなさんと一緒に作り上げていく、盛り上げてく運営に今後も努めたいと思います。よろしくお祈りします。（いこま）